

## 第 17 章 水 防 解 除

### 1 水防管理者

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、所轄土木事務所長及び広域振興局長に報告する。

### 2 土木事務所長

土木事務所長は、前項の報告を受けたときは、直ちに建設交通部河川課・砂防課に報告する。

## 第 18 章 水 防 活 動 報 告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく 97、98 頁の様式『水防活動実施報告書』により 5 日以内に土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

## 第 19 章 水 防 訓 練

- 1 指定水防管理団体は、水防訓練を毎年 1 回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- 2 その他の水防管理団体の訓練の時期は、前項に準ずる。